

# 新型コロナウイルス感染症流行下における 運動部活動実施にあたってのガイドライン

令和3年7月16日

## 1 基本方針

- (1) 基本的な感染症対策及び熱中症対策を徹底し、安全で安心できる活動を実施する。
- (2) 各競技団体が示しているガイドライン等を参考にし、適切な活動計画を立て実施する。

## 2 具体的事項

- (1) 練習時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠するとともに実施内容等に十分留意すること

- ① 活動計画を管理職へ提出し、児童生徒及び保護者へ配付する。
- ② 段階的な練習計画を立てるとともに、児童生徒及び顧問の負担にならないようにする。
- ③ 屋内外において密集が心配される場合は、部活動間での実施時間の調整や部員の分散等を工夫する。
- ④ 給食のない登校日及び週休日の弁当持ちを可能とする。ただし、給食指導と同様の感染症予防策を講じた上で飲食を行うようにし、運動部活動ガイドラインに準拠した活動時間で計画する。
- ⑤ 大会での弁当持ちに関しては、大会要項に準じる。

- (2) 3つの条件(換気が悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に発生する場を避けることはもちろん、1つ1つの条件が発生しないよう配慮すること

- ① 室内競技は気候上可能な限り常時換気する。エアコンは室内の空気を循環しているのみなので、エアコン使用時も換気は必要になる。対角線上の2方向の窓を同時に開ける。
- ② 体育館や体育館のような広く天井の高い部屋でも、人が集まる状態では必ず換気を行う。
- ③ 部室等に人が密集しないよう、着替え場所や時間、人数制限などの工夫をする。
- ④ ランニングの際は、身体距離を十分にあげながら走る。
- ⑤ 室内や廊下等で活動する際は、3つの条件を避けて行う。
- ⑥ 「3密」にならないよう活動前後の登下校の仕方を工夫する。
- ⑦ ソーシャルディスタンスを保つよう心掛ける。

(3) 活動中や休憩中のマスクの着用については「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について(通知)」に準じること

- ① 運動を行う際はマスクの着用の必要は無いが、児童生徒の間隔を十分に確保する。  
マスク着用の申し出があった場合は、マスクの着用を認めるが熱中症予防に努める。
- ② 休憩中はマスクを着用する。ただし、マスクを外す際には児童生徒の間隔（2mを目安にできる限り間隔をとる）を確保し休憩する。  
マスクを外した際には、会話をしないよう指導を徹底する。
- ③ けが等により見学の場合は、マスクを着用し児童生徒の間隔を十分に確保する。ただし、熱中症対策として、適宜マスクを外し、水分補給が出来るよう配慮する。
- ④ 不必要な会話や発声を行わないようにする。
- ⑤ マスクを外しての活動（食事等も含む）を行う際は、教師が必ず立ち会い、監督する。
- ⑥ 更衣室内や活動中の説明を聞いている際など、運動をしていない時は、必ずマスクを着用する。

(4) 児童生徒に新型コロナウイルスの予防について理解させ感染症対策を講じること

- ① 開始前後で手洗いを行う。咳エチケットなど基本的感染症対策の徹底をする。
- ② 活動の前後は、手洗いを徹底する。
- ③ 学校の備品で道具の貸し借りが無いよう工夫する。ただし、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにするが、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いを徹底する。
- ④ 水筒は各自で用意し、飲みまわし等は絶対しない。
- ⑤ 飲食を行う際は、顧問が立ち会い、対面を避け、会話をしないなど、給食指導に準じた感染症予防策を講じる。マスクを外した際には、会話をしないよう指導を徹底する。  
飲食後は、すぐにマスクを着用する。

(5) 例年よりきめ細かい熱中症対策を講じること

- ① 気温が高いときには、練習メニューを変更して熱中症予防に努める。
- ② 随時休憩を入れる。水分補給をする際は必ず手洗いをする。
- ③ 屋外においてはテント等を活用し日陰で休める場所を作る。
- ④ 熱中症警戒アラートの発令に十分注意し、活動の計画を立てる。

※令和3年7月7日付け教保第817号にて通知した『「熱中症警戒アラート」の実施について』を参照する。

(6) 市内外の練習試合及び合同練習は、船橋市の感染状況を考慮し可否を決定する。  
ただし、大会の参加においては可とし、校長の許可を得て行うこととする。

- ① 船橋市における感染状況を考慮し、市内外の練習試合及び合同練習の実施を禁止とする場合がある。その際は、別途通知する。
- ② 大会の参加においては、各競技団体が示している大会要項や感染症対策ガイドラインに従って実施する。

(7) 部活動顧問・部活動指導員等の監督のもと、児童生徒の健康管理を行うこと

- ① 活動前後での検温等健康観察を行う。
- ② 活動前には、健康観察カードを顧問に提出する。
- ③ 児童生徒に発熱等の症状がみられるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ④ 活動中に体調不良者が出た場合は、一人にせず別室等で待機させ、可能であれば保護者等の迎えを依頼し早退させる。
- ⑤ 教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。
- ⑥ 家庭内感染の拡大を考慮し、同居家族に発熱等の症状がみられるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

※詳細は「学校生活における感染症対策マニュアル」を参照

(8) 新型コロナウイルス感染症流行下における運動部活動実施にあたってのガイドラインの取扱いについて

- ① 「運動部活動再開にあたってのガイドライン」を更新し、「新型コロナウイルス感染症流行下における運動部活動実施にあたってのガイドライン」とする。
- ② 上記に示された内容に留意しながら取り組む。
- ③ 感染状況を鑑みながら、感染症対策や練習計画を立て取り組む。
- ④ 今後の感染状況により、蔓延防止等重点措置延長等の発出により対応に変更等が発生する場合は別途通知する。

〈参考資料〉

- ・学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日スポーツ庁）
- ・学校生活における感染症対策マニュアル（令和3年4月7日 船橋市教育委員会保健体育課）